

案

習志野市長 宮本 泰介 様

習志野市長期計画審議会

会長 大 島 茂

習志野市基本構想（案）について（答申）

平成25年2月15日付け企政第166号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

記

習志野市基本構想（案）について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断いたしますが、次の意見に十分留意していただくよう要望いたします。

1. 記載に係る意見

（1）まちづくりの課題について

基本構想は、社会経済情勢、市民ニーズや地域の状況などを踏まえ策定されなければなりません。

本構想の策定にあたっては、市民意識調査や市民会議など、様々な過程を経てきており、これらで得た市民ニーズや地域の状況を基に策定されています。

しかしながら、各分野にわたる課題が明確に記載されていないことにより、市民と行政が課題を共有し、解決に導く過程が不明瞭となっています。

従って、現在、習志野市のまちづくりにおける課題を記載し、市民と行政が一体となって目標に向かうまちづくりを推進していただきたい。

（2）文章表現について

基本構想は、市民とともにまちづくりを推進していくための計画であり、市民生活を包括する市政理念です。

各々の立場からまちづくりに関与していくためには、本構想を市民と行

政が共有することが必要になります。

従って、市民が、本構想の意図するところを容易に理解し、その後のまちづくりに積極的な参画が図れるよう、文章は語彙や表現に十分配慮し、簡潔かつ明瞭な文言によって記載していただきたい。

## 2. 方向性に係る意見

### (1) 財政状況について

昨今の社会情勢、経済不安は、市民生活に大きな影響を及ぼす問題であり、市民生活の安定化を担う自治体の役割は、非常に重要です。

しかしながら、本市においては、少子超高齢化や公共施設の老朽化等の課題に対する対応が急務です。加えて、市民ニーズが多様化、複雑化しており、今後も更に財政運営は困難になることが予想されます。

従って、市民生活を維持していく上で、これまで一定の成果を上げている行財政改革について、引き続き一層の努力を図る必要があります。

自立した行政を目指すために、自主財源の確保と身の丈に合った行財政運営を推進していただきたい。

### (2) 公共施設の再生について

本市においては、公共施設の老朽化をめぐる問題が大きく取り上げられており、公共施設の再生は市政運営の上でも重要な問題です。

しかしながら、厳しい財政状況のなか、限られた財源で公共施設を再生していくことは困難であることが考えられます。

従って、再生にあたっては、公共施設再生計画基本方針に沿い、具体的かつ現実的な数値に基づく、将来にふさわしい施設の在り方を市民に提示する必要があります。

公共施設が、地域・市民生活を維持するための重要な基盤であり続けられるよう努めていただきたい。

### (3) 子育てしやすいまちづくりについて

現在、わが国の少子化問題は抜本的な解決方法が見いだせない状況です。そのため、長期にわたって人口減少を招いており、本市においても、将来推計に示される通り減少傾向に転ずる見込みです。

少子高齢化については、本市も喫緊の課題として、文教住宅都市であることを活かした対策の検討が必要であると考えられます。

従って、就労・育児両面の支援を図り、子育て世代が安心して子育てができるよう環境の整備に努めていただきたい。

(4) 環境問題について

昭和 45 年に定められた文教住宅都市憲章の前文では、「青い空と、つややかな緑をまもり」とあり、本市における環境への意識は高く位置づけられています。

近年でも、自然環境の保全、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用等、自然との共生が重視されています。

本市には、ラムサール条約登録地である谷津干潟を始め豊かな自然が点在しており、これらを守っていくことは大切です。

従って、持続可能な社会を築くための自然環境の保全・活用やエネルギー問題の対応に積極的に取り組んでいただきたい。

(5) 情報通信技術（ICT）について

本市においては、市民サービスの向上に供するため、自治体業務の一部電子化を進めると同時に、人材育成、セキュリティ対策等の情報管理にも取り組んでいるところです。

しかしながら、情報通信技術を活用したサービスの拡大と効率化及びその周知に努めていく必要があると考えられます。

また、今後もより発展し、様々な場面で活用され、更に人々の生活に密接なかかわりを持っていく技術と考えられます。

従って、情報通信技術を有効に活用し、積極的に利用した市政運営に努めていただきたい。

(6) 市民協働について

本市においては、市職員による地域担当制と市民によるまちづくり会議の両輪により、市民協働の土壌が整備されてきました。

更に平成 21 年に定められた市民協働基本方針を遵守し、地域の核となる市民を育成した結果として、各地域において積極的な市民協働を得ることができています。

これらは、行政課題や地域課題の解決手法として、新しい公共の形を構築できたと評価できます。

本市に築かれた協働に対する市民意識は、これまでの市政の成果として受け継がれた貴重な財産であり、積極的に活用していくべきものです。

従って、今後の市政においても、市民の参画・協力を得たまちづくりが継続され、市民不在とならない市政運営を図っていただきたい。

3. 今後の策定に係る意見

(1) 基本計画及び実施計画との関連性について

基本構想は、市政の方針を示したものであり、大まかな方向性を示した概要に留まるものです。

従って、本構想を具現化し、より実効性の伴った計画とするため、分野ごとの施策方針及びその事業概要を示す基本計画は、その策定に十分配慮していただきたい。

また、事業スキームを明らかにした具体的な事業内容を示す実施計画の策定も同様です。

これら基本計画・実施計画における記載方法等については、本構想同様に市民の理解が得られやすい表記となるよう配慮していただきたい。

以上